

警察本部
警察学校
各警察署

改正

平成6年3月本部訓令第8号
平成13年3月本部訓令第7号
平成14年9月本部訓令第24号
平成15年1月本部訓令第2号
平成21年3月本部訓令第2号
平成21年8月本部訓令第10号
平成28年3月本部訓令第6号
平成29年3月本部訓令第6号
令和6年3月22日本部訓令第8号
令和7年3月4日本部訓令第7号

警察官に対する支給品及び貸与品取扱規程

警察官に対する支給品および貸与品取扱規程（昭和29年9月本部訓令甲第18号）の全部を次のとおり改正する。

（趣旨）

第1条 この規程は、別に定めるもののほか、警察官に対し支給する被服及び貸与する装備品（以下「給貸与品」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（制服等の保有基準）

第2条 警察官に支給される制服等の保有に関する基準数（以下「制服等保有基準数」という。）については、別に定めるものとする。

（給貸与手続）

第3条 警察官に対する給貸与品の支給及び貸与（以下「支給等」という。）は警務部施設装備課長（以下「施設装備課長」という。）が所属長を通じて行うものとする。この場合において、施設装備課長は、所属長に対して被給貸与者、給貸与品目、員数、その他必要な事項を通知するものとする。ただし、新たに警察官に任命された者に対しては、施設装備課長が給貸与品の支給等を行うものとする。

（給貸与品の事故報告）

第4条 警察官は給貸与品を亡失又は毀損したときは、速やかに所属長に届出なければならない。

2 所属長は、前項の届出があったときは、その実情を調査し、再給貸与の必要があると認めたときは、施設装備課長に対して再給貸与の申請をするものとする。

3 施設装備課長は、前項の申請を受理した場合は、再給貸与するものとする。

（返納手続）

第5条 所属長は、次の各号に掲げるときは、所属警察官の給貸与品を返納させた後、施設装備課長に送付しなければならない。

（1）所属警察官がその身分を失ったとき。

（2）制服等保有基準数を超える給貸与品が生じたとき。

（3）その他給貸与品を返納することが適当と認められるとき。

2 所属長は、所属警察官が休職、停職又は療養を命ぜられたときは給貸与品を返納させ、これを保管するものとする。ただし、当該警察官に保管させることが適当と認められるものについてはこの限りでない。

（給貸与品の管理）

第6条 所属長は、給貸与品について、支給及び貸与の状況を明らかにしておかなければならない。

第7条 この訓令に定めるもののほか、この訓令の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則（平成21年本部訓令第2号）

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年本部訓令第10号）

この訓令は、平成21年9月1日から施行する。

附 則（平成28年本部訓令第6号）

1 この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

2 この訓令の施行の際、この訓令による改正前の警察官に対する支給品及び給貸与品取扱規程の規定により、現に使用している給貸与品カードはなお使用することができる。

附 則（平成29年本部訓令第6号抄）

（施行期日）

1 この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月22日本部訓令第8号）

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。